

変更理由書

(発注担当課：道路河川課)

1 工 事 名 : R6 市道1015号線 歩道整備工事

2 工事場所 : 上尾市谷津二丁目地内

3 業 種 : 土木工事業

4 変更契約内容

	変 更 前	変 更 後
工 期	令和 6 年 1 1 月 2 6 日から 令和 7 年 9 月 3 0 日まで	令和 6 年 1 1 月 2 6 日から 令和 7 年 1 0 月 3 1 日まで
契 約 金 額 (税 込)	9 6 , 5 8 0 , 0 0 0 円	9 9 , 4 5 3 , 2 0 0 円
業 務 概 要	シェルター工 シェルター設置 1式 (L=47.0m) 排水構造物工 排水管接続 (φ200) 1箇所 取付管接続 (φ50) 1箇所 取付管接続 (φ75) 3箇所 取付管接続 (φ100) 1箇所 防護柵工 横断防止柵 47.0m 付帯工 FRPプランター設置 2基 ベンチ (御影石) 設置 2基	シェルター工 シェルター設置 1式 (L=49.0m) 排水構造物工 排水管接続 (φ150) 1箇所 取付管接続 (φ50) 0箇所 取付管接続 (φ75) 0箇所 取付管接続 (φ100) 0箇所 防護柵工 横断防止柵 53.0m 付帯工 Co製柵交換 2箇所 (新規) FRPプランター設置 0基 ベンチ (御影石) 設置 4基 タイル補修 1式 (新規)

5 変更理由

- ・バス事業者との現地立ち合いの結果、バス乗降口の位置に変更が生じたことから、シェルター及び横断防止柵の配置・延長の変更を行う。併せてベンチ等の付帯施設の変更を行う。
- ・排水管接続について、掘削時の目視確認で既設管径がφ150 であることが判明したため、φ200 からφ150 へ変更を行う。
- ・取付管接続について、現地精査の結果により既存排水経路を活用することが有効であることから、本接続を廃止とする。
- ・ハンドホール 2 箇所について、照明配線作業時に縁塊が破損していたことが判明したため、縁塊及び鉄蓋の交換について新規追加を行う。
- ・近接店舗の外構床タイルについて、本工事の影響範囲の補修を要することから、新規追加を行う。
- ・本工事は、上尾駅西口ロータリー内であり、近接店舗との営業調整等が困難であり、1 日の施工量に制限が生じた。このことから、工期内の完了が見込めないため、工期を約30日間延長する。